２０１９年3月27日

日本学生支援機構奨学生　各位

学生センター長

在学猶予願（在学届）の提出について（通知）

下記に該当する者で日本学生支援機構奨学金の返還猶予を希望する学生は、期間内にスカラネットパーソナルから『在学猶予願（在学届）』を提出してください。

記

１．対象者

（1）本年４月に本学へ入学する者で、入学以前に日本学生支援機構の奨学生であった者

※ただし、高校・大学（院）での予約で**奨学生採用候補者となっている者が、前奨学生番号を入力した「進学届」をインターネットで提出した場合を除きます。**

（2）奨学金貸与終了後、留年･休学などの理由で本年度も在学する者

２．提出期間　**2019年４月5日（金）～１８日（木）**

３．注意事項

- **スカラネットパーソナルで手続きする際は、「スカラネットパーソナルによる『在学猶予願（在学届）』の提出方法」を確認してください。**
- **スカラネットパーソナルで手続きができない方は、『在学届』を提出することで手続きが可能です。「返還のてびき」の『在学届』の様式をコピーして使用するか、奨学金担当で用意している届に記入し、担当窓口に提出してください。**

問合せ先：**中百舌鳥キャンパス**　学生課　学務グループ奨学金担当　TEL　072-254-9116(直通)

羽 曳 野キャンパス事務所　学生グループ　奨学金担当　TEL　072-950-2940(直通)

りんくうキャンパス事務所　学生・教務担当　TEL　072-463-5748(直通)